

標題

シンガポール籍船の消火器及び固定式ガス消火装置
の水圧試験、重量計測及び定期的な点検について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0483
発行日 11 October 2002

各位

シンガポール政府より、同国籍船舶の消火器及び固定式ガス消火装置の水圧試験、重量計測及び定期的な点検について、以下の通り、指示がありましたのでお知らせ致します。

1. 消火器

- (1) 消火器及び起動用ガス容器に対して 10 年ごとに水圧試験を行う。
- (2) CO₂ ガス消火器の消火剤の検量を毎年行い、充填重量が規定の 10%を超えて減少している場合には水圧試験を行い、再充填する。
- (3) CO₂ ガス以外の消火器の消火剤、及び起動用ガス容器のガスの検量を毎年行い、充填重量が規定の 10%を超えて減少している場合には再充填する。

2. 固定式 CO₂ ガス消火装置

- (1) CO₂ ガス容器は製造後 20 年を経過した時期、及びその後 5 年ごとに水圧試験を行う。
- (2) 消火剤の検量は 4 年に一度行う。但し、全ての消火剤の検量を 4 年に一度行うことを条件に、検量は、毎年 25%又は 2 年ごとに 50%行うか、或いは 1974 年 SOLAS (改正)第 II-2 章第 14 規則 2.2 項(保守、試験及び点検)に規定される保守計画書に従って行うことができる。充填重量が規定の 10%を超えて減少している場合には、再充填するか、或いは取替える。
- (3) 全ての Stop Valve が正しく開放・閉鎖位置を示していることを毎月点検する。

3. 固定式ハロゲンガス消火装置

- (1) ハロゲンガスシリンダーは製造後 20 年を経過した時期、及びその後 5 年ごとに水圧試験を行う。但し、シリンダーの外観に応じて、検査員の判断により、試験数量をシリンダー総数の 15%まで減じることができる。
- (2) シリンダーのガスの検量を毎年行い、充填重量が規定の 10%を超えて減少している場合には、再充填するか、或いは取替える。この場合、それらのシリンダーが前回の水圧試験より 4 年を経過している場合には、ガスを充填する前に水圧試験を行う。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 検査技術部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2027 / 2028

Fax: 03-5226-2029

E-mail: svd@classnk.or.jp

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。